

# 山形県建設工事等請負業者選定要領

(目的)

**第1条** この要領は、県が発注する建設工事、建設工事に係る業務委託（測量、設計、調査、コンサルタント業務をいう。以下同じ。）及び工事材料（以下、「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札参加者又は随意契約の相手方となるべき者の選定（条件付一般競争入札においては条件の設定をいう。以下「入札参加者の選定」という。）について、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）及び建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件（平成6年県告示第340号。以下「要件」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(建設工事等に係る業者の選定)

**第2条** 各部局等の指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）は、入札参加者の選定を行う場合は、県財務規則第125条第5項に規定する各々の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者の中から、次の各号に掲げる事項について留意のうえ、当該建設工事等を適正かつ円滑に施工できる者を選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該建設工事等についての技術的適性及び信頼性
- (4) 建設工事等の成績
- (5) 同種建設工事等の実績
- (6) 手持建設工事等の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項各号の判断にあたっては、別に定める運用基準に基づいて判断するものとする。

3 指名業者の選定にあたっては、第1項各号に定める項目のほか、次の各号の項目にも十分留意し、当該項目に該当する場合については有利な取扱いができるものとする。

- (1) 中小企業退職金共済法による建設業退職金共済組合の共済契約者となっているとき
- (2) 中小企業庁が証明する官公需適格組合証明を受けているとき
- (3) 財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済に加入しているとき

(格付け工事の業者の選定)

**第3条** 審査会は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事（以下「格付け工事」という。）に係る入札参加者の選定を行う場合は、前条第1項各号及び第3項各号のほか工事の種類及び工事の金額に応じ、名簿に登録された者で、要件第1項又は要件第2項による入札参加範囲の等級に格付けされた者から、適格な者を選定しなければならない。

(その他の工事の業者の選定)

**第4条** 審査会は、格付け以外の工事（以下「その他の工事」という。）に係る入札参加者の選定を行う場合は、第2条第1項各号及び第3条各号のほか工事の種類及び工事金額に応じ、建設工事入札参加資格審査基準（平成7年5月策定）第3の総合点数等を考慮し、適切な者を選定しなければ

ならない。

(一式工事以外の工事の業者の選定)

**第5条** 審査会は、土木一式工事及び建築一式工事以外の工事で、設計金額が概ね5,000万円を超える工事に係る入札参加者を選定する場合は、第2条第1項各号のほか特定建設業の許可及び1級の技術者の状況を十分検討し、適切な者を選定しなければならない。

(業務委託業者の選定)

**第6条** 審査会は、業務委託に係る入札参加者を選定する場合は、第2条第1項各号のほか業務の量や難易度に応じ、技術力、実績、信頼性や技術者の配置状況等を考慮し、適切な者を選定しなければならない。

(発注方式等)

**第7条** 各建設工事等の入札方式、指名業者数、入札参加者の地域要件等については、別に定める選定基準に基づくものとする。

(団体選定の場合の二重選定の禁止)

**第8条** 協同組合、企業組合及び協業組合（以下「協同組合等」という。）又は共同企業体を入札参加者を選定するときは、当該協同組合等の組合員又は共同企業体の構成員となっている者については同時に選定しないものとする。又、同一の者が加入している協同組合等及び共同企業体についても同時に選定しないものとする。

(選定の回避)

**第9条** 名簿に登載された者が次の各号の一に該当することとなったときは、審査会は当該業者を選定しないものとする。

- (1) 破産状態にあると認められるとき
- (2) 建設工事に係る入札参加者の選定にあたっては、建設業の許可が失効したとき
- (3) 建設工事に係る入札参加者の選定にあたっては、建設業の許可が取り消されたとき
- (4) 建設工事に係る入札参加者の選定にあたっては、経営事項審査の有効期間が経過したとき
- (5) 名簿に登載された後、資格審査申請の記載内容に虚偽があると判明したとき

2 一般競争入札に参加を申し込んだ業者が前項各号の一に該当することとなったときは、当該建設工事等に係る入札参加資格を与えないこととし、又は取り消すものとする。

(随意契約の相手方となるべき者の選定)

**第10条** 随意契約の相手方となるべき者を入札参加者を選定する場合は、第2条第1項各号及び第3項各号の規定に留意のうえ選定するとともに、当該業者が前条第1項各号の一に該当することとなったときは、選定しないものとする。

**第11条** この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則（平成6年）

本要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年）

本要領の改正は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成9年）

本要領の改正は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成13年）

本要領の改正は、平成13年5月15日から施行する。

附 則（平成16年）

本要領の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年）

本要領の改正は、平成21年4月1日から施行する。